



KOYA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2025' 3月



12日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
 TEL : 0268-22-7615
 FAX : 0268-22-7617
 E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
 URL : https://www.koa-g.com

2025年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2025年4月の予定

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 **期限=15日迄**
- ・公共法人等の住民税均等割の申告及び納付 **期限=30日迄**
- ・固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付 **以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日**
- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 **期間=1日**

2025年5月の予定

- ・特別農業所得者の承認申請 **期限=15日迄**
- ・令和6年分所得税延納分の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 **以上の期限=31日迄**
- ・市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・自動車税の納付 **以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日**

～20日、または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日(公示による)



2025年5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

25' March

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

新年になってあつという間に二月が経過しようとしています。皆様方経営者を取り巻く経営環境はいかがでしょうか。

当地域でも一部には、インバウンドによる消費拡大、または軽井沢等の土地バブルにより経済が活性化されていると聞きますが、決して景気が好転しているとは思えません。

そんな状況の中、日銀金融政策決定会合開催の前から噂されていた通り金利が引き上げられ、且つまだ相当の時間がありますが、今年の年末にかけてさらに金利水準の引き上げが予定されているとも噂されています。

今、まさに受注減を余儀なくされている製造業の経営者からすれば、日銀総裁は、中小企業の現在の状況をまったく分かっていないのではないかと、この意見が大半かと思えます。上場会社全般の経営状況及び各地の紙面上の経営データ等から判断すると、理論的には利上げが妥当なのかもしれないが、現在の賃金及び仕入れコスト等の上昇によるコストプッシュインフレの状況下で、中小製造業の厳しい経営環境化でのさらなる金利上昇は、中小企業にとってどれだけ大変なことなのか、日銀総裁には理解されることは難しいと思われまます。

当地域は、やはり製造業あつての

地域経済活性化だと思えます。中国経済の不振、さらに中国企業が自国の不況を理由に東南アジアに低価で機械等を売却して凌いでいる中で、果たしていかにして当地域の製造業は生き残り策を考えてゆくのか。私企業一社で打開策はあるのか、自然と景気が戻ってくることを、ただ期待して待つていいものだろうか。

何か日本国として中小企業にまで波及するような、今後の指針・ビジョンが欲しいと思えます。そうでなくてもトランプ大統領の口車に一喜一憂しては、まったく先の道筋が立てられません。過去にも大変な状況は何度かあったと思えます。こんな時こそ、みんなでも知恵を絞って新たなことにチャレンジしていかなければならないと思えます。

せっかく収納した税金を、ただ学費無償化等にばら撒くのではなく、日本の国力をなんとか取り戻すべく一極集中して、官民力を合わせて使用していただければと思えます。

そして、二〇二四年問題等で実際現場では、働き手の収入減等で大変な問題が生じていることを政治家にはきちんと認識していただき、この声を国政等に届けていただくことを切に願っております。

(以上まとまりのない文章で申し訳ありません。)

決算前に確認してください！少額減価償却資産の特例

少額減価償却資産の特例とは？

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、**取得価額が30万円未満**である減価償却資産を、**令和8年3月31日までの間に取得などをして事業の用に供した場合**には、一定の要件のもとに、**合計300万円**を限度に即時償却(全額損金算入)することができる制度のことをいいます。この場合における「中小企業者等」とは、**大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人**で、**常時使用する従業員数が500人以下の法人**であるなど、一定の法人等を指します。非常に細かな要件がありますが、ここでは説明を割愛いたします。また「**合計300万円**」とは、**一事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額**となります。

判定のポイント

(1) 消費税の経理方式

「取得価額が30万円未満」とは、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断します。

(2) 他の特例制度との併用

少額減価償却資産の特例は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできませんが、**IT導入補助金など法人税法上の圧縮記帳との併用は可能**です。そのため、このような圧縮記帳を適用した場合には、**圧縮記帳適用後で「30万円未満」の判定を行います**ので、ご注意ください。

(3) 貸付用

主要な事業として行われている場合を除き、貸付用は対象外となります。

他制度との選択

取得価額が20万円未満であれば、3年間の均等償却(一括償却資産の損金算入)を選択することができる他、**10万円未満であれば少額の減価償却資産として損金とすることができます**。これらのいずれかを選択した場合は、**償却資産として固定資産税の対象とはなりません**(圧縮記帳を適用した場合は、適用前の取得価額で判断します)が、少額減価償却資産の特例を適用した場合には、**対象となります**。

適用時の手続き

少額減価償却資産の特例を適用するには、**法人側で損金経理(費用処理)をするとともに、申告時には一定の明細書を添付する必要があります**。なお、個人(所得税)においても、同様の制度が存在します。

(※参考:国税庁タックスアンサー「No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」など)





定年後の有期雇用契約による継続雇用者の賃金を決定する場合の留意事項について

「定年後の有期雇用契約による継続雇用者の賃金は、定年前の〇割程度に減額しても問題ないでしょうか？」というご相談をよく受けます。今回は、**定年後の有期雇用契約による継続雇用者の賃金を決定する場合の留意事項**についてご説明します。

まず、定年後の有期雇用契約による継続雇用者の賃金を決定する場合には、パートタイム・有期雇用労働法、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(以下「同一労働・同一賃金ガイドライン」という。)および「高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」で定める事項を検討しておく必要があります。

前記指針では、高齢者の意欲および能力に応じた雇用の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しが必要な場合には、①年齢的要素を重視する賃金・人事処遇制度から、能力・職務等の要素を重視する制度に向けた見直しに努めること、②継続雇用制度を導入する場合における継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めること、などを定めています。

一方、パートタイム・有期雇用労働法第8条では、「事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与其他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。」と定め、待遇の違いが不合理と認められるかどうかの判断は、個々の待遇(基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生施設、休暇等)ごとに、その待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情(①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情<職務の成果、能力、経歴等>)を考慮して判断されます。

ご相談の「定年後の有期雇用契約による継続雇用者の賃金」については、**定年後の職務の内容・責任の程度、配置の変更の範囲、労働時間等について、定年前後の条件を確認し、判例や同一労働同一賃金ガイドラインを参考に、基本給の決定方法、手当の支給条件等について問題がないか検討し、処遇差の内容や理由を対象労働者に説明できるようにしなければなりません。**

なお、同一労働・同一賃金ガイドラインが示すパートタイム・有期雇用労働者(以下「パート労働者等」)の賃金に関する根本的な考え方は、以下のとおりです。

【基本給】・・・労働者の「①能力又は経歴に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を、一定の違いがある場合には、その相違に応じた支給をする。

【役職手当】・・・労働者の役職の内容について支給するものについては、正社員と同一の役職につくパート労働者等には、同一の支給をする。同様の手当:特殊作業手当(同一の危険度または作業環境の場合)、特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)、精皆勤手当(同一の業務内容の場合)

【通勤手当】・・・正社員と同一の支給をする。同様の手当:単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合)

【時間外手当等】・・・正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパート労働者等には同一の割増率等で支給する。

【賞与】・・・会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものは、正社員と同一の貢献であるパート労働者等には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をする。貢献に一定の違いがある場合には、その相違に応じた支給をする。

(第一法規㈱ 定年後の継続雇用者の処遇 より抜粋)

事業主の皆様へ

令和7年3月分(4月納付分)より 協会けんぽ長野支部の健康保険料率が改定されます。

健康保険・介護保険料率（令和7年3月分～ 適用）

◆健康保険料率…9.55% → 9.69% (+0.14%)

◆介護保険料率…1.60% → 1.59% (-0.01%)



令和7年3月分（4月納付分）からの

協会けんぽ長野支部の健康保険料・厚生年金保険料表は裏面にございます。



令和7年度 雇用保険料率のご案内

- ◆令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。
 - ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに $5.5/1,000$ に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は $6.5/1,000$ です。）。
 - ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き $3.5/1,000$ です（建設の事業は $4.5/1,000$ です。）。

負担者 事業の種類	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

健康保険料(協会けんぽ長野支部)・厚生年金保険料 令和7年3月分(令和7年4月納付分)より (単位:円)

標準報酬			報酬月額	健康保険料					厚生年金保険料 一般、坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)		
				介護保険第2号被保険者に 該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する 場合(40歳以上～65歳未満の方)			18.300%	9.150%	
等級	月額	日額	円以上	円未満	9.69%	4.845%	11.28%	5.64%	(0.795%)	全額	折半額
					全額	折半額	全額	折半額	左の折半額に含 まれる介護保険料	全額	折半額
1	58,000	1,930	～	63,000	5,620.2	2,810.1	6,542.4	3,271.2	461.1		
2	68,000	2,270	63,000	～ 73,000	6,589.2	3,294.6	7,670.4	3,835.2	540.6		
3	78,000	2,600	73,000	～ 83,000	7,558.2	3,779.1	8,798.4	4,399.2	620.1		
4(1)	88,000	2,930	83,000	～ 93,000	8,527.2	4,263.6	9,926.4	4,963.2	699.6	16,104.0	8,052.0
5(2)	98,000	3,270	93,000	～ 101,000	9,496.2	4,748.1	11,054.4	5,527.2	779.1	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	10,077.6	5,038.8	11,731.2	5,865.6	826.8	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	10,659.0	5,329.5	12,408.0	6,204.0	874.5	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	11,434.2	5,717.1	13,310.4	6,655.2	938.1	21,594.0	10,797.0
9(6)	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	12,209.4	6,104.7	14,212.8	7,106.4	1,001.7	23,058.0	11,529.0
10(7)	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	12,984.6	6,492.3	15,115.2	7,557.6	1,065.3	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	13,759.8	6,879.9	16,017.6	8,008.8	1,128.9	25,986.0	12,993.0
12(9)	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	14,535.0	7,267.5	16,920.0	8,460.0	1,192.5	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	15,504.0	7,752.0	18,048.0	9,024.0	1,272.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	16,473.0	8,236.5	19,176.0	9,588.0	1,351.5	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	17,442.0	8,721.0	20,304.0	10,152.0	1,431.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	18,411.0	9,205.5	21,432.0	10,716.0	1,510.5	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	19,380.0	9,690.0	22,560.0	11,280.0	1,590.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	21,318.0	10,659.0	24,816.0	12,408.0	1,749.0	40,260.0	20,130.0
19(16)	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	23,256.0	11,628.0	27,072.0	13,536.0	1,908.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	25,194.0	12,597.0	29,328.0	14,664.0	2,067.0	47,580.0	23,790.0
21(18)	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	27,132.0	13,566.0	31,584.0	15,792.0	2,226.0	51,240.0	25,620.0
22(19)	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	29,070.0	14,535.0	33,840.0	16,920.0	2,385.0	54,900.0	27,450.0
23(20)	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	31,008.0	15,504.0	36,096.0	18,048.0	2,544.0	58,560.0	29,280.0
24(21)	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	32,946.0	16,473.0	38,352.0	19,176.0	2,703.0	62,220.0	31,110.0
25(22)	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	34,884.0	17,442.0	40,608.0	20,304.0	2,862.0	65,880.0	32,940.0
26(23)	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	36,822.0	18,411.0	42,864.0	21,432.0	3,021.0	69,540.0	34,770.0
27(24)	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	39,729.0	19,864.5	46,248.0	23,124.0	3,259.5	75,030.0	37,515.0
28(25)	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	42,636.0	21,318.0	49,632.0	24,816.0	3,498.0	80,520.0	40,260.0
29(26)	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	45,543.0	22,771.5	53,016.0	26,508.0	3,736.5	86,010.0	43,005.0
30(27)	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	48,450.0	24,225.0	56,400.0	28,200.0	3,975.0	91,500.0	45,750.0
31(28)	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	51,357.0	25,678.5	59,784.0	29,892.0	4,213.5	96,990.0	48,495.0
32(29)	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	54,264.0	27,132.0	63,168.0	31,584.0	4,452.0	102,480.0	51,240.0
33(30)	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	57,171.0	28,585.5	66,552.0	33,276.0	4,690.5	107,970.0	53,985.0
34(31)	620,000	20,670	605,000	～ 635,000	60,078.0	30,039.0	69,936.0	34,968.0	4,929.0	113,460.0	56,730.0
35(32)	650,000	21,670	635,000	～ 665,000	62,985.0	31,492.5	73,320.0	36,660.0	5,167.5	118,950.0	59,475.0
36	680,000	22,670	665,000	～ 695,000	65,892.0	32,946.0	76,704.0	38,352.0	5,406.0		
37	710,000	23,670	695,000	～ 730,000	68,799.0	34,399.5	80,088.0	40,044.0	5,644.5		
38	750,000	25,000	730,000	～ 770,000	72,675.0	36,337.5	84,600.0	42,300.0	5,962.5		
39	790,000	26,330	770,000	～ 810,000	76,551.0	38,275.5	89,112.0	44,556.0	6,280.5		
40	830,000	27,670	810,000	～ 855,000	80,427.0	40,213.5	93,624.0	46,812.0	6,598.5		
41	880,000	29,330	855,000	～ 905,000	85,272.0	42,636.0	99,264.0	49,632.0	6,996.0		
42	930,000	31,000	905,000	～ 955,000	90,117.0	45,058.5	104,904.0	52,452.0	7,393.5		
43	980,000	32,670	955,000	～ 1,005,000	94,962.0	47,481.0	110,544.0	55,272.0	7,791.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～ 1,055,000	99,807.0	49,903.5	116,184.0	58,092.0	8,188.5		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～ 1,115,000	105,621.0	52,810.5	122,952.0	61,476.0	8,665.5		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～ 1,175,000	111,435.0	55,717.5	129,720.0	64,860.0	9,142.5		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～ 1,235,000	117,249.0	58,624.5	136,488.0	68,244.0	9,619.5		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	～ 1,295,000	123,063.0	61,531.5	143,256.0	71,628.0	10,096.5		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	～ 1,355,000	128,877.0	64,438.5	150,024.0	75,012.0	10,573.5		
50	1,390,000	46,330	1,355,000	～	134,691.0	67,345.5	156,792.0	78,396.0	11,050.5		

4(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
 ◎健康保険料は、介護保険料に該当しない被保険者は標準報酬月額に1000分の96.9を、介護保険に該当する被保険者は1000分の112.8をそれぞれ乗じた額です。
 ◎厚生年金保険料は、一般について標準報酬月額に1000分の183を乗じた額です。
 ◎被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。①②に関わらず、事業主と被保険者で、特約がある場合は特約に基づき端数処理できる。

小さいときからもふもふしている動物が好きでしたが、最近アルパカに夢中になり、長野市の茶臼山動物園と富士見町のハヶ岳アルパカ牧場のアルパカと触れ合いました。



茶臼山動物園では年明けに、ごはんをあげる機会がありました。アルパカにストレスがかかり、飛ばす唾液には反芻胃（はんすうい）の中にある未消化状態の食物も含まれており、強烈な匂いがしますと飼育員の方がおっしゃっていたため、最初は恐る恐る触れ合っていました。しかし全くそのような行動をすることもなく、ただただ可愛く、夢中になっていました。



茶臼山動物園には、ごはんをあげることでできるアルパカは2頭おり、少し離れたところに別の1頭がいました。その1頭は今回あげていたニンジンが嫌いなため、別のところにいたようなのですが、こちらでニンジンを食べている2頭のアルパカを羨ましそうに見ていました。その姿もとても愛らしかったです。

ハヶ岳アルパカ牧場では、ふれあい広場やアルパカダービーなど触れ合う場、アルパカを堪能する場が沢山あります。アルパカダービーでは ①1位になりそうなアルパカを選び ②売店で「パカ券」を購入し ③ゴール前でアルパカ達を応援!! です。

時速60kmで疾走するアルパカは、とても見ごたえがあります。今回は出張アルパカをお願いしたのですが、ペルーではアルパカは「神様の使い」とも言われており、そんなアルパカと過ごした時間は、一生の宝物になりました。

今後もたくさんアルパカと触れ合う機会があればいいと思います。

固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間のお知らせ

今年は、各市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間が下記の通りとなります。

この時期は無料で固定資産課税台帳を縦覧することができますが、

**お取り頂く際は、市町村によっては料金がかかる場合もございますので、
ご注意ください。**

詳しくは各市町村へお問い合わせ願います。(縦覧時、本人確認のできる
ものが必要となります。)



編 集 後 記

皆様は今年、二〇二五年が「昭和百年」にあたることをご存知でしたでしょうか。昭和という時代が終わってから既に三十年以上が経過しており、遠い昔のように感じますが、ただ、昭和百年にあたる今年には、想像しがたいトラブルや混乱が待ち受けており、数年前から「昭和百年問題」といわれるようになってきました。具体的には、企業や自治体などのコンピュータにおける大規模なシステム障害ですが、その詳細については割愛させていただきます。それ以外にも今年発生するであろう深刻な社会問題を総称して「二〇二五年問題」といいます。日本にとっての年問題とされています。

その年問題とは、①団塊の世代が二〇二五年頃までに後期高齢者となり、日本が超高齢化社会に突入し医療費など社会保障費の急増が見込まれる問題 ②マイクロソフトのパソコン「windows 10」のサポート終了予定日が二〇二五年十月十四日とされていることによるもの ③二〇一八年に経済産業省の「DXレポート」で言及された日本企業の既存の基幹システムが刷新されず老朽化することで二〇二五年以降、年間に最大十二兆円の経済的損失が発生すると見込まれる問題(二〇二五年の崖) ④自動車排出ガス規制の猶予期間が今年の十月で終了することに伴い、原動機付自転車(いわゆる原付一種)の製造が事実上終了する問題 ⑤VHSなどのビデオテープがビデオテープレコーダの生産終了やテープ自体の経年劣化に伴い再生やタビングが二〇二五年頃に困難になるとされる問題などです。昭和という激動の時代を感慨深く振り返ると共に、これからの諸問題への対応が求められる大変重要な年になりそうですね。(編集担当 荻原)

上田市・佐久市・小諸市・東御市
・坂城町 4/1~4/30

長野市・千曲市・松本市
4/1~6/2